

# 第61回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年6月23日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

開催  
場所

当社 2階FFホール  
神戸市中央区港島中町6丁目13番地4  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

**フジッコ株式会社**

証券コード：2908

おいしさ、けんこう、  
つきつき、わくわく。))



## 当日のご来場自粛のお願い

ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただき、議決権行使は書面又はインターネットによる事前行使をお願い申し上げます。

株主総会の一部を後日ホームページ上に動画配信いたします。

本株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.fujikko.co.jp/>

**お土産のご用意、  
商品展示会はございません。**

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町6丁目13番地4

**フジッコ株式会社**

代表取締役社長 福井 正一

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認いただき、2021年6月22日（火曜日）正午までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目13番地4  
当社 2階FFホール
3. 目的事項
  - 報告事項
    - 1. 第61期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第61期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
    - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

以 上

## 議決権行使についてのご案内



### 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）



### 書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2021年6月22日（火曜日）正午到着分まで



### インターネットによるご行使

当社議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。



**行使期限** 2021年6月22日（火曜日）正午送信分まで

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
☎ 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の **当社ウェブサイト** に掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況」、「株式会社への支配に関する基本方針」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の **当社ウェブサイト** に掲載いたしますのでご了承ください。

📄 **当社ウェブサイト** : <https://www.fujicco.co.jp/>

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

### 議決権行使期限

2021年6月22日(火曜日) 正午送信分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

### QRコードを読み取る方法



#### スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

議決権行使書

〇〇〇〇株式会社 御中

株主総会日 議決権の数  
〇年〇月〇日 〇〇〇〇個

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否

〇〇〇〇株  
〇〇〇〇個

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_

ログイン用  
QRコード

見本

ログインID  
仮パスワード

議決権行使書副票 (右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は  
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

- 2回目以降のログインの場合
- スマートフォンの機種によりQRコードでログインができない場合

次頁へ

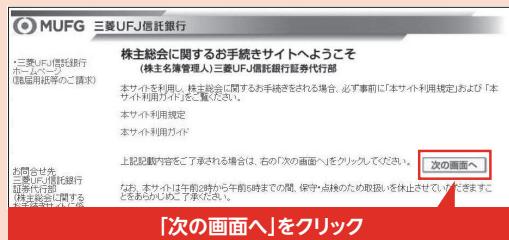
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

### 1 議決権行使サイトへアクセス

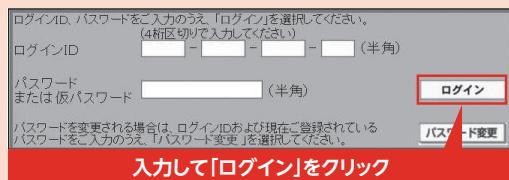
<https://evote.tr.mufig.jp/>



「次の画面へ」をクリック

### 2 ログインする

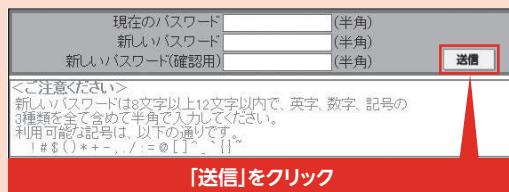
お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」  
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力  
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



## 携帯電話による議決権行使



### 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

### 【ご注意事項】

- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、**2021年6月22日(火曜日)正午送信分**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話 **0120-173-027** (通話料無料)  
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

(添付書類)

# 事業報告 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス新規感染者数が再び増加し、2度目の緊急事態宣言が発出されるなど経済活動は大きく制限されました。

食品業界におきましては、巣ごもり消費による中食、内食の需要が継続し、テイクアウト、通信販売、宅配などの利用が増加する一方、外出自粛要請や営業時間短縮の要請等による業務用チャンネルの低迷など、多様な販売チャンネルに柔軟な対応を求められ、経営環境が大きく変化しました。

このような環境の中、当グループにおきましては2020年11月7日に創業60周年を迎え、“ニュー・フジッコ”の創造として、「生産性の高い」「経営品質の優れた」「社員が働き甲斐のある」、新しい強靱な会社づくりに取り組みました。

売上高は、ヨーグルト製品が前年実績を上回りましたが、惣菜製品、豆製品、昆布製品、デザート製品が前年実績を下回ったことから、642億4百万円（前期比3.0%減）となりました。

利益面では、減収の影響を受け、営業利益は43億17百万円（前期比3.8%減）、経常利益は47億11百万円（前期比2.6%減）となりましたが、税効果会計の影響により親会社株主に帰属する当期純利益は34億5百万円（前期比9.8%増）となりました。

### 連結業績ハイライト

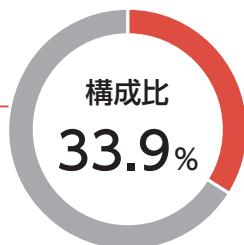
売上高	642億4百万円 (前期比3.0%減) ▼	営業利益	43億17百万円 (前期比3.8%減) ▼
経常利益	47億11百万円 (前期比2.6%減) ▼	親会社株主に 帰属する 当期純利益	34億5百万円 (前期比9.8%増) ▲

## 2. 製品分類別売上高の概況

### 惣菜製品

#### 主な内容

日配惣菜、おかず畑惣菜、調味食品、中華惣菜



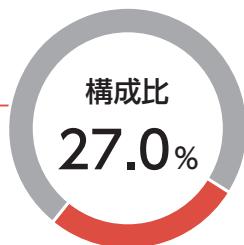
惣菜製品では、2019年8月1日より連結子会社となった株式会社フーズパレットの中華惣菜の売上高が加わり、また「おばんざい小鉢」シリーズの伸長が継続しましたが、日配惣菜が前年実績を下回ったことから、惣菜製品の売上高は217億32百万円（前期比4.2%減）となりました。



### 昆布製品

#### 主な内容

ふじっ子煮、ふじっ子、純とろ、だし昆布



昆布製品では、「ふじっ子煮」シリーズの発売50周年キャンペーン及びふじっ子(塩こんぶ)のTVCM放映等を実施して顧客層の再拡大に取り組みましたが、昆布製品全体の売上高は業務用チャネルにおける佃煮や塩こんぶの販売が大きく減少したこと等により、昆布製品の売上高は173億42百万円（前期比4.0%減）となりました。



## 豆製品

### 主な内容

おめめさん、豆小鉢、  
水煮・蒸し豆

構成比  
20.4%

豆製品では、煮豆は前年実績並みとなりましたが、水煮・蒸し豆はPR効果で飛躍的な伸長となった前年実績を上回ることができず、豆製品の売上高は130億85百万円（前期比4.9%減）となりました。



## ヨーグルト製品

### 主な内容

「カスピ海ヨーグルト」  
善玉菌のチカラ（サプリメント）

構成比  
11.6%

ヨーグルト製品では、「大豆で作ったヨーグルト」のTVCM放映などプロモーションを強化したことや「カスピ海ヨーグルト」シリーズの継続的な伸長に加え、通販チャンネルのサプリメント「善玉菌のチカラ」が成長したことから、ヨーグルト製品の売上高は74億65百万円（前期比8.1%増）となりました。



## デザート製品

### 主な内容

フルーツセラピー

構成比

4.3%

デザート製品では、「フルーツセラピー」シリーズにおいて、シーズンごとに期間限定商品等の投入により品群全体の活性化に注力しましたが、デザート製品の売上高は27億85百万円（前期比12.0%減）となりました。



## その他製品

### 主な内容

通販商品、機能性素材

構成比

2.8%

その他製品は、通販商品、機能性素材等の販売を行っております。その他製品の売上高は17億93百万円（前期比13.0%増）となりました。



### 3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、82億32百万円となりました。主なものは、関東工場新工場棟及び東京FFセンター新築の建設に関する投資であります。

### 4. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資又は社債の発行等による資金の調達はありません。

### 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第58期 2018年 3月期	第59期 2019年 3月期	第60期 2020年 3月期	第61期 2021年 3月期
売 上 高 (百万円)		62,917	64,145	66,171	64,204
経 常 利 益 (百万円)		5,728	5,546	4,838	4,711
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		4,023	4,189	3,100	3,405
1株当たり当期純利益		134円57銭	140円02銭	103円58銭	113円70銭
総 資 産 (百万円)		78,327	79,984	81,068	85,209
純 資 産 (百万円)		64,972	66,938	68,376	70,905
1株当たり純資産		2,170円35銭	2,234円84銭	2,282円90銭	2,366円94銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第59期（2019年3月期）の連結会計年度の期首から適用しており、第58期（2018年3月期）に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。
5. 1株当たり純資産の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
6. 株式会社日本カストディ銀行は、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社が2020年7月27日に合併し発足いたしました。
7. 当社連結子会社であった味富士株式会社が2020年9月30日付で解散し、同年12月21日付で清算終了したことから、同社を連結の範囲から除外しておりますが、第61期につきましては、同社の損益計算書を連結しております。
8. 当社は、2021年3月31日付で、当社連結子会社であったフジッコワイナリー株式会社の当社所有株式の全部を売却したことから、同社を連結の範囲から除外しておりますが、第61期につきましては、同社の損益計算書を連結しております。

## 6. 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見られないことから、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。食品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下におけるお客様ニーズの変化に対応した商品開発、販売チャネルの多様化への対応、安定的な原料調達と製品の円滑な供給体制の構築など、厳しい経営環境が続くものと思われま

す。このような状況下、当グループにおきましては、“ニュー・フジッコ”の創造を加速し、「ブランド価値の強靱化」「生産性向上」「働き方改革」を三本柱として、経営品質の優れた強靱な会社づくりに徹底して取り組みま

す。また、2021年4月5日に東京FFセンターを開設し、コア事業本部と営業本部が一体となってお客様とのコミュニケーションを強化し、新規チャネルへの販路拡大や将来の収益の柱となる「成長の芽」づくりなど、より一層注力してまいりま

### 【中期3か年計画の戦略ポイント】

#### ① 既存の枠を超える価値創造

新チャネル・新技術・ESG等の枠組みを超えた取り組みにより飛躍を加速させます。

#### ② 選択と集中

コア商品の圧倒的競争力をつけながら、成長事業への積極投資と商品整理、生産統廃合による合理化を進めます。

#### ③ 収益力の再強化

工場の再編、生産ラインの自動化・効率化を図るだけでなく、業務の外部委託も含め生産性を高めるとともに、調達コストの低減を進め、収益力の再強化を図ります。

#### ④ 研究・開発体制の再強化

開発DNAを承継していくとともに、新たな分野の開発に挑戦します。

#### ⑤ 人材育成と組織改革

事業拡大計画に沿った組織対応と階層別人材育成を計画的に実施します。

#### ⑥ 働き方改革の推進

社内の意識改革を進め、収益力強化につながる“質の向上”を実現します。

## 7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社フーズパレット	90	100	中華惣菜の製造及び販売

(注) 当社連結子会社であった味富士株式会社は、2020年9月30日付で解散し、同年12月21日付で清算終了いたしました。  
 当社は、2021年3月31日付で、当社連結子会社であったフジッコワイナリー株式会社の当社所有株式の全部を売却いたしました。

## 8. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は惣菜製品、昆布製品、豆製品、ヨーグルト製品及びデザート製品を主体とした食品加工業を主な事業としております。

## 9. 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

### 1. 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	神戸市中央区	北海道工場	北海道千歳市
後楽園オフィス	東京都文京区	関東工場	埼玉県加須市
西宮オフィス	兵庫県西宮市	東京工場	千葉県船橋市
埼玉オフィス	埼玉県春日部市	横浜工場	横浜市緑区
札幌営業所	札幌市清田区	鳴尾工場	兵庫県西宮市
名古屋営業所	名古屋市天白区	和田山工場	兵庫県朝来市
広島営業所	広島市西区	浜坂工場	兵庫県美方郡
福岡営業所	福岡市南区	境港工場	鳥取県境港市

(注) 後楽園オフィスは、2021年4月5日より東京FFセンター (東京都文京区) に移転いたしました。

### 2. 子会社の主要な営業所及び工場

株式会社フーズパレット 神戸市中央区

## 10. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

### 1. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,206名	30名増

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,459名（期末在籍者）を雇用しております。

### 2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,143名	59名増	40.1歳	15.7年

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,152名（期末在籍者）を雇用しております。

## 11. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

金融機関等からの借入金はありません。

## 12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 108,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 34,991,521株  |
| 3. 株主数      | 21,810名      |
| 4. 大株主      |              |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社ミニマル興産	6,194	20.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,232	7.42
福井正一	1,021	3.40
株式会社三菱UFJ銀行	895	2.97
住友生命保険相互会社	854	2.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	686	2.28
田中久子	616	2.05
日本生命保険相互会社	550	1.83
株式会社三井住友銀行	494	1.64
フジッコ従業員持株会	412	1.37

- (注) 1. 当社は、自己株式4,940,742株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式4,940,742株を控除して計算しております。  
 なお、当該自己株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP) 導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)」が保有する当社株式94,300株は含まれておりません。
3. 株式会社日本カストディ銀行は、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社が2020年7月27日に合併し発足いたしました。

4. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から、2018年4月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2018年4月9日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2021年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、前記4.大株主の記載は株主名簿によっております。

大量保有者	保有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	895	2.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	857	2.45
三菱UFJ国際投信株式会社	66	0.19
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	62	0.18
合 計	1,880	5.37

## 5. 当事業年度中に取締役（取締役であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

## 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末日（2021年3月31日現在）に「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E□）」が保有する当社株式数は94,300株であります。

株式会社日本カストディ銀行は、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社が2020年7月27日に合併し発足いたしました。

### 3 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

#### 1. 取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福井正一	
常務取締役	籠谷一徳	
常務取締役	石田吉隆	
常務取締役	山田勝重	
取締役	荒田和幸	コア事業本部長
社外取締役	渡邊正太郎	公益社団法人経済同友会終身幹事
社外取締役	小瀬昉	ハウス食品グループ本社株式会社社会長、 一般財団法人食品産業センター会長
取締役（常勤監査等委員）	藤澤明	
社外取締役（監査等委員）	石田昭	株式会社京写社外監査役
社外取締役（監査等委員）	曳野孝	京都大学経営管理大学院特命教授、 コッチ大学管理科学・経済学部併任教授

- (注) 1. 取締役渡邊正太郎氏、小瀬昉氏、石田昭氏及び曳野孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、4氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役渡邊正太郎、小瀬昉、石田昭及び曳野孝の4氏が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員石田昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社の監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、藤澤明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### 2. 当事業年度中の取締役の異動

##### 1. 就任

2020年6月23日開催の第60回定時株主総会において、小瀬昉氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

##### 2. 退任

該当事項はありません。

### 3. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

### 4. ご参考

当事業年度末日後の取締役の担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
石田 吉隆	取締役専務執行役員	常務取締役	2021年4月26日
荒田 和幸	取締役上席執行役員 コア事業本部長 兼マーケティング推進部長	取締役コア事業本部長	2021年4月1日

(注) 当社は、経営の監督機能と業務執行機能の分離を明確にするため、執行役員規程を全面的に見直すことについて2021年4月26日開催の取締役会で決議し、同日付でその見直しに伴う取締役の異動を行いました。

## 3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

## 4. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社である株式会社フーズパレットの取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社の負担としております。

## 6. 取締役の報酬等の総額等

### 1. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (人)	報酬等の種類別の額			計 (百万円)
		基本報酬 (百万円)	業績連動報酬等 (百万円)	非金銭報酬等 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	7 (2)	134 (18)	－ (－)	－ (－)	134 (18)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (2)	32 (15)	－ (－)	－ (－)	32 (15)
合 計	10	166	－	－	166

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。  
 2. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く。)の人数は7名、監査等委員である取締役の人数は3名であります。  
 3. 上記のうち、社外取締役4名に対する報酬は33百万円であります。  
 4. 業績連動報酬等、非金銭報酬等は、取締役の報酬等として設定しておりません。

### 2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 当該株主総会の決議の日  
2016年6月22日開催の第56回定時株主総会
- ② 当該定めの内容の概要  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額  
年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）  
監査等委員である取締役の報酬等の額  
年額4千万円以内
- ③ 当該定めに係る会社役員の数  
監査等委員である取締役以外の取締役 10名（うち社外取締役は1名）  
監査等委員である取締役 3名  
(ご参考)

上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2016年6月22日開催の第56回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円と定めております。この定めにかかる会社役員の数数は9名であります。

なお、現在、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、支給しない方針としております。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を決議しております。

#### ① 基本方針

当社では、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、任意の人事・報酬委員会を設置しております。取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は以下のとおりであります。

（報酬の方針）

取締役の報酬決定の方針は、業務執行、非業務執行及び社内、社外を問わず、全て「基本給」をベースとして金銭にて支払うこととする。

今後の業績連動報酬の導入等の改定を含む取締役の報酬の制度設計は、任意の人事・報酬委員会で検討のうえ、株主総会で決議された総額の範囲で、取締役会の決議により決定するものとする。

#### ② 個人別の基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針とその決定方法を含む。）

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続は以下のとおりであります。

（報酬決定の手続）

個々の取締役の月例の報酬に関しては、前段で記した報酬の決定方針に基づき、任意の人事・報酬委員会において職位等を鑑みながら検討のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会の決議により決定するものとする。

### 4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、任意の人事・報酬委員会が、株主総会で決議された総額の範囲内において報酬決定方針も勘案し検討のうえまとめた意見に基づいていることから、取締役会もその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

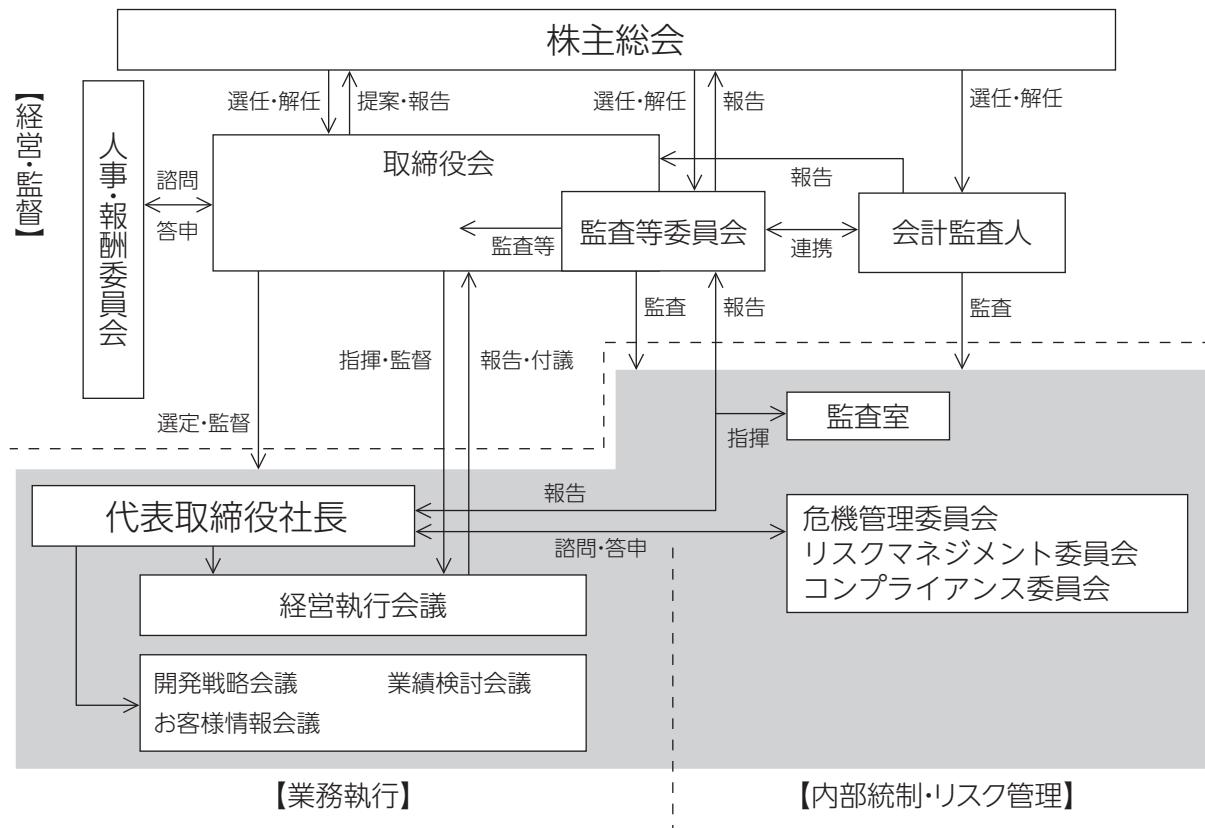
区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	渡 邊 正太郎	当期開催の取締役会12回全てに出席し、独立社外取締役として、また経営者の見地及び財界での幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。株式報酬制度の廃止、子会社の整理等の構造改革について積極的なご意見をいただきました。なお、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する任意の人事・報酬委員会委員として、当事業年度開催の委員会の全て（5回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
取 締 役	小 瀬 昉	就任後開催の取締役会10回全てに出席し、独立社外取締役として、また食品業界での豊富な経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。今後の事業部の運営等について貴重なご意見をいただきました。
監査等委員である取締役	石 田 昭	当期開催の取締役会12回全て、監査等委員会14回全てに出席し、独立社外取締役として、また長年の監査経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。子会社の整理にかかる手続について貴重なご意見をいただきました。
監査等委員である取締役	曳 野 孝	当期開催の取締役会12回全て、監査等委員会14回全てに出席し、独立社外取締役として、また経営戦略に関する高い見識、豊富な経験、客観的な視点からの発言を行っております。なお、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する任意の人事・報酬委員会委員として、当事業年度開催の委員会の全て（5回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。

## 8. コーポレート・ガバナンスに関する事項

### 1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）の皆様からの期待と信頼に応えるため、法令を遵守し、倫理観を持って企業の社会的責任を果たすこと、また、迅速で正確な情報把握と意思決定及び適時な情報開示を行い、事業活動を通して適切な利益を確保し、フジッコブランドの強化、資産の有効活用を通して、企業価値を高めていくことであります。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制



## 2. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。併せて、独立社外取締役の選任を通じて業務執行を適切に監督する機能を強化していること、また執行役員制度を採用していることにより、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図り、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

当社は企業統治の体制として、株主総会、取締役会、代表取締役、監査等委員会、会計監査人を設置しております。会社法上の法定の機関の他に、経営執行会議、任意の人事・報酬委員会、危機管理委員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、監査室等を設置しております。

## 3. 社外役員の独立性

当社は、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材を社外取締役とする方針としております。さらに、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外取締役を独立役員に指定しております。

### (独立性判断基準)

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、(1) から (3) までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
  1. (1) から (4) までに掲げる者
  2. 当社又は当社の子会社の業務執行者
  3. 最近1年間において、2に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

#### 4. 取締役候補者の指名並びに取締役の報酬に関する方針と手続

当グループは、これまで取締役が担う経営と執行の実態を踏まえ、取締役が経営に従事し、執行部分を執行役員に委譲するうえで取締役の減員を段階的に進め、取締役会において取締役候補者の指名並びに取締役の報酬等について少数で透明・公正かつ十分な議論・意見交換ができる環境整備に取り組んでまいりました。さらに、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、任意の人事・報酬委員会を設置しております。(取締役候補者の指名の方針)

以下の「フジッコ流サクセッションプラン」4つの考え方に基づき、取締役会全体のバランスを配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。取締役候補者の員数は、定款で定める12名以内の適切な人数とする。

なお、現在の当社定款第20条において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は12名以内と定めておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名以内となります。

##### 4つの考え方

- (1) トップの意思決定、指示の集中力を高める（方針の一本化）
- (2) 経営陣を多様な価値観を持つ層で形成する（ダイバーシティの進化）
- (3) 質の高いガバナンス体制をつくる（ガバナンスも生産性を重視）
- (4) 取締役の就任期間が長くなることで「停滞感」を生まないようにするため、トップ人事は、イノベーティブな発信を行う

##### (取締役候補者の指名の手続)

独立社外取締役、独立社外取締役監査等委員、代表取締役及び人事担当取締役で構成する任意の人事・報酬委員会において指名の方針に基づいて選定された取締役候補者案を取締役会において承認し、取締役候補者については株主総会に議案として上程され、採決を受けるものとする。

また、会社法第344条の2第1項に基づき、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出する場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

##### (取締役の報酬に関する方針)

「**3**6 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

##### (監査等委員会の意見)

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任及び報酬について、上記に記載の方針及び手続が適切になされていることを確認しております。

## 5. 政策保有株式の保有方針

当社は、取引関係がなく安定株主の形成等を目的とした、いわゆる「持ち合い株式」を保有しておらず、また、今後も保有いたしません。それゆえ、政策保有株式について、取引の関係維持・強化など保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

政策保有株式の売却については、当社の安定的な企業価値向上に資するか否かの定性的な観点のほか、評価差益や配当収益等の定量的な観点も踏まえ、毎年取締役会で検討しております。

なお、2021年4月26日開催の取締役会にて、2021年3月末日現在の当社の「政策保有株式」全ての保有の適否にかかる検証を実施いたしました。

また、政策保有株式の議決権行使は、その議案が発行会社の持続的成長に資するかどうか、株主利益を尊重した適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築が進んでいるかどうか、また株主利益を軽視する事態が発生した場合はコーポレート・ガバナンスの改善に資する内容であるかどうかなどを総合的に勘案して行ってまいります。

## 6. 取締役会の実効性評価

各取締役は自己の判断において業務執行確認書を記載し、監査等委員会に提示しております。取締役会の取締役による自己評価を実施し、その結果を集計して社外取締役と協議を行い、取締役会の運営を改善する体制を取っております。当社は、2020年12月～2021年3月に取締役を対象に取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりであります。

(評価の実施方法)

取締役全員に対するアンケート（全4区分・28項目）の実施（2020年12月）

全取締役による自己評価結果の共有と課題の抽出（2021年1月）

今後の改善方向の確認（2021年3月）

(評価結果の概要)

当社取締役会としては、上記を踏まえて議論した結果、全ての区分において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会は有効であったと評価いたしました。

### (1)取締役会の構成

任意の人事・報酬委員会の実効性と透明性の高い活動で、2021年度の組織・人事の改編が行われ、多様性と企業価値思考の豊かなガバナンス体制ができました。

### (2)取締役会の運営

議長の取締役会運営は、時間管理とともに、取締役会資料の早期共有、そのジャッジポイントの明確化（資料枚数、統一感、要約等）の工夫を図ります。

### (3)取締役会の議題

中期経営計画（特に、事業戦略・成長開発）の議論を深め、また2021年度の主要テーマである「ブランド価値の強靱化」「生産性向上」「働き方改革」に重点をおき、取締役会議題として年間スケジュールを作成します。

ガバナンスにかかる委員会については、危機管理委員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会とし、意思決定が必要な事項については、経営執行会議に上程し、意思決定を行います。

なお、委員会の運用状況は半期に一度、取締役会にて報告とします。

### (4)取締役会を支える体制について

取締役会事務局によるサポート体制（総合窓口、IR関係、ガバナンス・サポート、法務サポート）の拡充とともに、独立社外取締役に対して議題内容の事前説明を行うこととします。

今後の実効性評価アンケートにおいては、取締役会の構成、運営、議題、サポート体制の4つについての記述回答とともに、時事についての評価アンケートを加えます。

当社取締役会は、今回の実効性評価に基づく課題に対し、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

## 7. 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニング等は、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新等を目的とし、自ら研鑽するのを補完することを原則として認識しております。

当社は、取締役並びに執行役員には、社外のセミナーの出席や外部講師を招いての勉強会の実施等を通して必要な知識取得とスキルアップをサポートする方針です。

これまで、取締役並びに執行役員のトレーニングとして、外部講師を招いて「取締役の義務と責任」「企業価値向上」「SDGsとESG投資」「インサイダー取引」の勉強会を実施いたしました。

また、2020年度は業務執行取締役等を対象としたMBA外部集合研修を全7回のカリキュラムのうち5回実施いたしました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>32,877</b>
現金及び預金	13,874
受取手形及び売掛金	9,185
商品及び製品	1,169
仕掛品	243
原材料及び貯蔵品	7,599
その他の流動資産	807
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>52,332</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>46,046</b>
建物及び構築物	15,870
機械装置及び運搬具	13,217
工具器具及び備品	501
土地	13,656
建設仮勘定	2,800
<b>無形固定資産</b>	<b>374</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,912</b>
投資有価証券	4,411
繰延税金資産	171
その他の投資等	1,334
貸倒引当金	△5
<b>資産合計</b>	<b>85,209</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>12,876</b>
買掛金	3,599
未払金	7,157
未払法人税等	833
未払消費税等	10
賞与引当金	541
預り金	151
その他の流動負債	582
<b>固定負債</b>	<b>1,428</b>
長期未払金	199
退職給付に係る負債	1,178
従業員株式給付引当金	50
<b>負債合計</b>	<b>14,304</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>69,458</b>
資本金	6,566
資本剰余金	7,499
利益剰余金	62,291
自己株式	△6,898
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,446</b>
その他有価証券評価差額金	1,513
退職給付に係る調整累計額	△67
<b>純資産合計</b>	<b>70,905</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>85,209</b>

## 連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		64,204
売上原価		37,891
売上総利益		26,313
販売費及び一般管理費		21,995
営業利益		4,317
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	186	
受取賃貸料	94	
売電収入	53	
その他の営業外収益	120	455
営業外費用		
支払利息	0	
賃貸費用	28	
売電費用	22	
その他の営業外費用	10	61
経常利益		4,711
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	150	
国庫補助金等収入	117	296
特別損失		
固定資産処分損	166	
投資有価証券売却損	0	
減損損失	11	
関係会社清算損	52	
関係会社株式売却損	56	288
税金等調整前当期純利益		4,720
法人税、住民税及び事業税	1,295	
法人税等調整額	18	1,314
当期純利益		3,405
親会社株主に帰属する当期純利益		3,405

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>32,217</b>
現金及び預金	13,479
受取手形	0
売掛金	8,967
商品及び製品	1,140
仕掛品	243
原材料及び貯蔵品	7,580
前払費用	159
未収入金	142
その他の流動資産	505
貸倒引当金	△2
<b>固定資産</b>	<b>52,487</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>45,326</b>
建物	14,792
構築物	1,071
機械装置	13,205
車両運搬具	6
工具器具及び備品	486
土地	12,963
建設仮勘定	2,800
<b>無形固定資産</b>	<b>369</b>
特許権	4
商標権	12
ソフトウェア	227
その他の無形固定資産	124
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,791</b>
投資有価証券	4,327
関係会社株式	113
関係会社長期貸付金	890
長期前払費用	98
繰延税金資産	141
その他の投資等	1,225
貸倒引当金	△5
<b>資産合計</b>	<b>84,704</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>12,385</b>
買掛金	3,514
未払金	7,021
未払費用	242
未払法人税等	611
未払事業所税	59
賞与引当金	534
預り金	65
その他の流動負債	336
<b>固定負債</b>	<b>1,298</b>
長期未払金	199
退職給付引当金	1,047
従業員株式給付引当金	50
<b>負債合計</b>	<b>13,683</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>69,505</b>
<b>資本金</b>	<b>6,566</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>7,499</b>
資本準備金	1,006
その他資本剰余金	6,493
<b>利益剰余金</b>	<b>62,338</b>
利益準備金	635
その他利益剰余金	61,702
別途積立金	34,340
繰越利益剰余金	27,362
<b>自己株式</b>	<b>△6,898</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,515</b>
その他有価証券評価差額金	1,515
<b>純資産合計</b>	<b>71,020</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>84,704</b>

## 損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		62,217
売上原価		36,991
売上総利益		25,225
販売費及び一般管理費		20,781
営業利益		4,444
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	186	
受取賃貸料	99	
売電収入	53	
その他の営業外収益	79	420
営業外費用		
支払利息	0	
賃貸費用	29	
売電費用	22	
その他の営業外費用	4	57
経常利益		4,807
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	150	
関係会社株式売却益	80	
国庫補助金等収入	117	377
特別損失		
固定資産処分損	166	
投資有価証券売却損	0	
減損損失	11	
関係会社清算損	61	240
税引前当期純利益		4,944
法人税、住民税及び事業税	1,289	
法人税等調整額	18	1,308
当期純利益		3,636

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

フジッコ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジッコ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジッコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

フジッコ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジッコ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役へ報告及び説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

フジッコ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 藤 澤 明 ㊟

監 査 等 委 員 石 田 昭 ㊟

監 査 等 委 員 曳 野 孝 ㊟

(注) 監査等委員 石田 昭及び曳野 孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益性の向上と財務体質の強化に努め、着実に業績を向上させ、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに財政状態等も含めて総合的に判断し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき20円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき41円となります。

#### 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 普通配当 21円 配当総額 631,066,359円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日

## 第2号議案

# 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- ① 今後の事業内容の多角化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ② 取締役会の更なる実効性向上を担保するため、現行定款第20条第1項の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を引き下げるものであります。
- ③ 取締役と執行役員のそれぞれの役割を明確にし経営の監督機能と業務執行機能の分離を推進する施策の一環として、役付についても今後は取締役の役付ではなく執行役員の役付として整理するため、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）の役付取締役に関する文言及び規定を削除するものであります。
- ④ その他、相談役及び顧問に関する規定を削除するほか、役付取締役に関する規定の削除に伴い、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 【現行どおり】
(1) 昆布製品、各種佃煮、保存食料品の製造および販売	(1) 【現行どおり】
(2) 農畜水産食料品の製造および販売	(2) 【現行どおり】
(3) 乳製品の製造および販売、ならびに関連器具の販売	(3) 【現行どおり】
(4) 壘、缶詰食料品の製造および販売	(4) 【現行どおり】
(5) 冷凍食品の製造および販売	(5) 【現行どおり】
(6) 米飯、そう菜、漬物類の製造および販売	(6) 【現行どおり】
(7) 清涼飲料、酒類の製造および販売	(7) 【現行どおり】
(8) 菓子の製造および販売	(8) 【現行どおり】
(9) 農作物の生産、加工および販売	(9) 【現行どおり】
(10) 医薬品、医薬部外品の製造および販売	(10) 【現行どおり】
(11) 前各号にかかわる原材料の販売	(11) 【現行どおり】
(12) 飲食店の経営	(12) 【現行どおり】
(13) 文化厚生施設、スポーツ施設の経営	(13) 【現行どおり】
(14) 出版および広告代理業	(14) 【現行どおり】
(15) 損害保険代理業	(15) 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(16) 不動産の賃貸と管理に関する業務 【新 設】</p> <p>(17) 発電事業</p> <p>(18) 前各号に付随する一切の業務</p>	<p>(16) 【現行どおり】</p> <p>(17) 倉庫業</p> <p>(18) 【現行どおり】</p> <p>(19) 【現行どおり】</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役の全員</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表取締役のうち取締役会が指名した者が議長</u>となる。当該<u>代表取締役に事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>4名以内</u>とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>9名以内</u>とする。</p> <p>2. 【現行どおり】</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会は、その決議によって、相談役および顧問各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 【現行どおり】</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役のうち取締役会が指名した者</u>が招集し、議長となる。<u>当該代表取締役に事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。今般の取締役候補者の選定にあたり、取締役会の多様性と更なる実効性向上を図るため、女性取締役を2名及び監査等委員である取締役を含めた独立社外取締役の割合を半数とすることといたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	取締役会出席状況
1 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	ふく い まさ かず <b>福井正一</b> (満58歳)	代表取締役社長	100% (12回/12回)
2 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	いし だ よし たか <b>石田吉隆</b> (満60歳)	取締役専務執行役員	100% (12回/12回)
3 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	あら た かず ゆき <b>荒田和幸</b> (満57歳)	取締役上席執行役員	100% (12回/12回)
4 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span>	てら じま ひろ み <b>寺嶋浩美</b> (満56歳)	上席執行役員	—
5 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	わた なべ しょう たろう <b>渡邊正太郎</b> (満85歳) <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役	100% (12回/12回)
6 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	お ぜ あきら <b>小瀬昉</b> (満74歳) <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役	100% (10回/10回)
7 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span>	いけ だ じゅん こ <b>池田純子</b> (満70歳) <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">独立</span>		—

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

新任 新任取締役候補者

候補者  
番号

1

ふく い まさ かず  
**福井 正一**

1962年9月11日生（満58歳）



所有する当社の普通株式数

1,021,863株

取締役会出席状況

100%（12回／12回）

取締役在任期間

25年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

1995年4月 当社入社

2004年6月 当社代表取締役社長

1996年6月 当社取締役

現在に至る

2000年6月 当社常務取締役

2002年6月 当社専務取締役

### 取締役候補者とした理由

福井正一氏は、2004年6月に当グループ代表取締役社長に就任以来、企業価値向上を目指して強いリーダーシップを発揮しており、当グループがグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値を高めるために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

いし だ よし たか  
**石田 吉隆**

1960年12月4日生（満60歳）



所有する当社の普通株式数

7,100株

取締役会出席状況

100%（12回／12回）

取締役在任期間

14年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

1983年4月 当社入社

2007年6月 当社取締役

2017年6月 当社常務取締役

2021年4月 当社取締役専務執行役員

現在に至る

### 取締役候補者とした理由

石田吉隆氏は、営業部門をはじめ開発や経営企画の要職を歴任しており、豊富な会社経営の経験と能力を当グループの経営に十分に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** あら た かず ゆき **荒田和幸** 1964年3月2日生（満57歳）



所有する当社の普通株式数

7,500株

取締役会出席状況

100% (12回/12回)

取締役在任期間

3年

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2021年4月	当社取締役上席執行役員コア事業本部長兼マーケティング推進部長 現在に至る
2015年4月	当社執行役員		
2017年4月	当社上席執行役員		
2018年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

荒田和幸氏は、営業や商品企画部門の要職を歴任しており、食品業界における豊富な経験と高い見識を当グループの経営に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** てら じま ひろ み **寺嶋浩美** 1964年11月24日生（満56歳）



所有する当社の普通株式数

1,400株

取締役会出席状況

—

取締役在任期間

—

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
2016年4月	当社執行役員
2021年4月	当社上席執行役員人財コーポレート本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

寺嶋浩美氏は、通信販売事業部門やマーケティング部門、人事総務部門の要職を歴任しており、豊富な実務経験と卓越したリーダーシップを当グループの経営に発揮できると判断したため、新たに取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

わた なべ しょう た ろう

渡 邊 正太郎

1936年1月2日生（満85歳）



所有する当社の普通株式数

2,000株

取締役会出席状況

100%（12回／12回）

取締役在任期間

6年

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

- |         |                                   |         |                  |
|---------|-----------------------------------|---------|------------------|
| 1988年6月 | 花王石鹼株式会社<br>（現花王株式会社）<br>代表取締役副社長 | 2008年6月 | 当社社外監査役          |
| 2006年5月 | 公益社団法人経済同友会終身幹事<br>現在に至る          | 2012年6月 | 当社社外監査役退任        |
|         |                                   | 2015年6月 | 当社社外取締役<br>現在に至る |

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

渡邊正太郎氏は、経営者として、また財界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当グループの構造改革等について積極的な意見や指摘をいただいております。引き続き中長期的な企業価値の向上を意識した有意義な助言をいただくことを期待したため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

お ぜ あきら  
小 瀬 昉

1947年3月17日生（満74歳）



所有する当社の普通株式数

2,000株

取締役会出席状況

100%（10回／10回）

取締役在任期間

1年

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

- |         |  |         |                               |
|---------|--|---------|-------------------------------|
| 2002年4月 | ハウス食品株式会社（現ハウス<br>食品グループ本社株式会社）<br>代表取締役社長 | 2016年6月 | 一般財団法人食品産業センター会<br>長<br>現在に至る |
| 2009年4月 | 同社代表取締役会長                                  | 2020年6月 | 当社社外取締役<br>現在に至る              |
| 2014年6月 | 同社取締役相談役                                   |         |                               |
| 2015年6月 | 同社会長<br>現在に至る                              |         |                               |

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小瀬昉氏は、経営者として、また食品業界での豊富な経験と高い見識を有しており、事業部の運営等について大所高所からの助言をいただいております。引き続き当グループの企業価値向上に繋がる有意義な助言をいただくことを期待したため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

いけ だ じゅん こ  
池田純子

1951年4月9日生（満70歳）



所有する当社の普通株式数

0株

取締役会出席状況

—

取締役在任期間

—

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年11月 株式会社プラップジャパン常務取締役

2008年9月 株式会社ブレインズ・カンパニー  
代表取締役社長

2015年11月 株式会社プラップジャパン顧問

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田純子氏は、経営者として、またPR（パブリックリレーションズ）・広報業界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当グループの広報戦略やマーケティング戦略等について専門性と生活者視点を兼ね備えた客観的な助言をいただくことを期待したため、新たに社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち渡邊正太郎氏、小瀬昉氏及び池田純子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 当社は、渡邊正太郎氏及び小瀬昉氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約をそれぞれ継続する予定であります。
4. 池田純子氏が取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、選任された各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月22日開催の第56回定時株主総会において「年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）」と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限が12名から9名に引き下げられることを考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額2億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合における取締役の上限員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、任意の人事・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告18ページに記載のとおりであります。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は3名）となります。

以上



# 株主総会会場 ご案内図

日時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

会場 当社 2階FFホール

神戸市中央区港島中町6丁目13番地4 電話 078-303-5911

## ■最寄駅のご案内

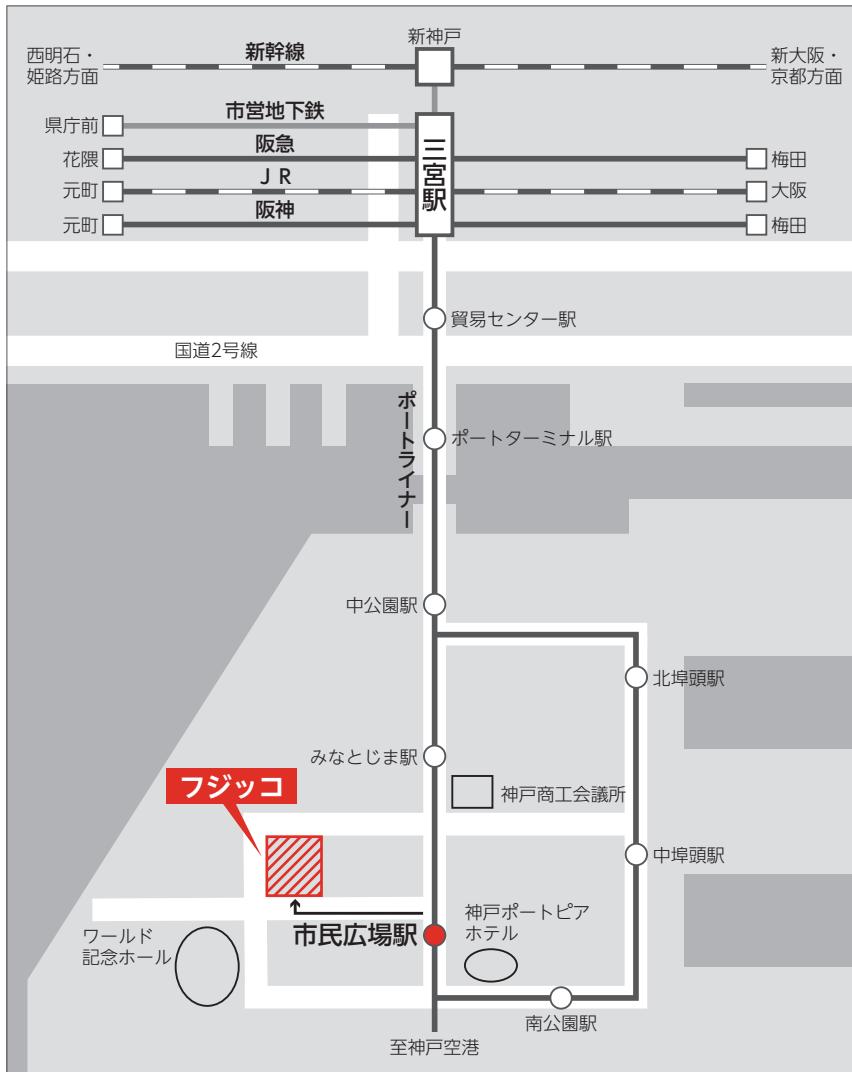
ポータライナー  
「市民広場駅」  
下車徒歩約3分

※ポータライナー「三宮駅」から  
お越しの際は、神戸空港行・  
北埠頭行のいずれにご乗車い  
ただいても結構です。

※専用駐車場のご用意がござい  
ませんので、お車でのご来場  
はご遠慮願います。

お土産のご用意及び商品展  
示会はございません。何卒、  
ご理解賜りますよう、よろし  
くお願い申し上げます。

議決権の行使は、郵送、又  
はスマートフォン等によるイ  
ンターネットでのご行使が可  
能です。新型コロナウイルス  
感染拡大防止のため、ぜ  
ひご利用ください。



フジッコ株式会社

<https://www.fujicco.co.jp/>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。